

連鎖倒産防止

中小企業信用保険法第2条第5項第1号

セーフティネット保証1号の規定による認定申請について

○対象中小企業者

1 法第2条第5項第1号の規定による経済産業大臣の指定を受けた者(再生手続開始申立等事業者)に対し、売掛金債権又は前渡金返還請求権を有する者で、次のいずれかに該当するもの。

①当該事業者に対して、50万円以上の売掛金債権等を有している中小企業者

②当該事業者に対して、50万円未満の売掛金債権等しか有していないが、当該事業者との取引規模が20%以上である中小企業者

○申請に必要な書類

	書 類	提出部数	法人	個人
1	認定申請書	2通	●	●
2	決算書写し(前期分)	1通	●	
3	所得税確定申告書の写し	1通		●
4	当該事業者に対して有している売掛債権または前渡金返還請求権を証する書類の写し(債権届(写し)、手形等の写し)	1通	●	●

○代理申請

中小企業者以外の人(金融機関等)が申請手続きを行うときは、委任状が必要です。

○問合せ

高崎市商工観光部商工振興課金融担当 (高崎市庁舎13階)
Tel 027-321-1258